

# 東北大学医学部附属病院臨床動物実験室内規

(趣旨)

**第1条** この内規は、東北大学医学部附属病院臨床動物実験室（以下「臨床動物実験室」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

**第2条** 臨床動物実験室は、東北大学医学部附属病院（以下「本院」という。）における臨床医学の研究に必要な動物実験及びそれに関連した業務を行なうことを目的とする。

(職員)

**第3条** 臨床動物実験室に、室長、技術職員及び事務職員を置く。

2. 室長は、医学部（基礎講座を除く。）又は本院の教授のうちから、科長会議で推せんされた者をもって充てる。
3. 室長は、臨床動物実験室の業務を掌理する。
4. 室長の任期は、2年とし再任を妨げない。

(委員会)

**第4条** 臨床動物実験室の運営に関し、次の各号に掲げる事項を審議するため臨床動物実験室運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 施設及び設備に関すること。
- (2) 動物の飼育及び実験に関すること。
- (3) 防災及び防疫に関すること。
- (4) その他臨床動物実験室に関すること。

(組織)

**第5条** 委員会は、委員長及び次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各診療科の教官 各1人
- (2) 中央診療施設等の教官 1人
- (3) 薬剤部の教官又は技官 1人
- (4) 臨床動物実験室の技術職員及び事務職員 各1人

(委員長)

**第6条** 委員長は、臨床動物実験室長をもって充てる。

2. 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
3. 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(任期)

**第7条** 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

**第8条** 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2. 委員長は、委員の3分の1以上の要請があるときは、委員会を開催することができる。

3. 委員長又は出席者の過半数の要望があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務)

**第9条** 委員会の事務は、臨床動物実験室において処理する。

(雑則)

**第10条** この内規に定めるもののほか、臨床動物実験室の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1. この内規は、昭和57年12月9日から施行する。

2. 東北大学医学部附属病院動物実験室運営委員会内規(昭和47年4月13日制定)は廃止する。

附 則(平成12年10月5日改正)

この内規は、平成12年10月5日から施行する。